

大宰帥・大宰大貳補任表

田中篤子

これは、大化元年（六四五）より治承四年（一一八〇）までの大宰帥・大貳の補任表である。

- 一、西暦
- 二、年号

元年に記入の数字は改元の月日を示す。

（例）正月一日に和銅と改元。

○元年・正月・朔はすべて、一年一月一日と記した。

○○印でかこまれた月は閏月を示す。

- 三、天皇

○天皇の前に記入の数字は、その天皇の踐祚の月日を示す。

（例）慶雲四年七月一四日元明天皇踐祚。

- 四、帥

- 五、員外帥・権帥

○特別に「員外」と記入してあるのが員外帥で、その他は権帥である。

- 六、大貳

帥・大貳の記入法

西暦	年号	天皇	帥
707	慶雲4		大伴安麻呂
		7/4元明	3/12
708	1/11和銅1		▲3/13辞任(続・公)
			▼3/13栗田真人中納言(続・公) 正三位 3/12

帥・大弐の記入法

○ ▼ 任官を示す。右の数字が月日を示す。

○ 〓 辞任を示す。

○ 〓 在任中の記事が史料にみえることを示す。右の数字が月日を示す。

○ 〓 死去を示す。右の数字が月日を示す。

○ 〓 実線は、その間帥・大弐であったことを示す。

○ 〓 人名の右には就任時の帯官位を示した。

○ 〓 その他任官・叙位・赴任などは注記した。

○ 〓 日付又は注記の右に()で収録史料を示した。

上記の日付と違う史料のある場合、その横に日付を記した。
 (例) 栗田真人の任官は続日本紀では三月一三日であるが、公卿補任では三月一二日である。史料の略号は次の通りである。

長殿兵山玉吉	菅	宮本古歌中歌	一二	禁北西
記曆記記葉記	集	抄録目録仙伝	記	抄抄記
秋 範槐	後集	縁事集三十六人	要	秘山宮
長殿兵山玉吉	菅	宮本古今三十六中	代中	禁北西
公尊 万	正東石観神	貞九	九条	小権御左水帥師中
任脈 集	書書書書	記曆記記記記記記	記記記記記記記記	記記記記記記記記
補分 葉	文文文文	公殿	白	通記記記記記
卿卑 葉	院寺音神社	信殿	右	関経左
公尊 万	倉大清水	貞九	九条	二条右
紀続後続後	文三類世略百扶	帝著	栄大集格符別政朝粹	
紀紀記記録録史紀略抄記記集語鏡解格抄抄略載粹	書本後後	実実国世紀	鍊略年聞物	集三符符要群文
本日本	日徳代聚朝本	鍊桑	編著花	集三符符要群文
日続日続文三類本日百扶帝古栄大令類別政朝本	日徳代聚朝本	鍊桑	編著花	集三符符要群文

西歷	年号	天皇	帥	員外帥・權帥	大 貳
645	大化 1	6/14 孝德			
649	5		▼ ^{3/4} 蘇我日向(紀)		
650	2/15 白雉 1				
651	2				
655	齊明 1	1/3 齊明	齊明 年間 阿倍比羅夫(統)		
661	7				
662	天智 1	天智			
668	7		▼ ^{7/某} 栗前王(紀)		

669	天智 8	天智	<p>▼^{1/9} 蘇我赤兄 (紀・公)</p> <p>↓^{2/9} 在京(紀)</p>		
671	10		<p>▼^{6/10} 栗隈王(紀)</p>		
672	弘文 1・天武 1	弘文 天武	<p>●^{6/1} 赴任中(紀)</p>		
676	5		<p>▲^{9/12} 尾垣王(紀)</p>		
681	10				
682	11		<p>●^{4/11} 丹比嶋(紀) 赴任中</p> <p>●^{8/13} 赴任中(紀)</p>		
683	12		<p>●^{1/2} 赴任中(紀)</p>		
686	^{7/20} 朱鳥 1				
687	持統 1	持統			

689	持統 3	持統	<ul style="list-style-type: none"> ● 1/9 粟田真人(紀) 赴任申 ● 6/20 赴任申(紀) ▼ 8/27 河内王浄広肆(紀) 		
690	4				
691	5		<ul style="list-style-type: none"> ● 10/15 (紀) 河内王 		
692	6		<ul style="list-style-type: none"> ● 5/15 赴任申(紀) 		
694	8		<ul style="list-style-type: none"> × 4/5 於大宰府(紀) ▼ 9/2 三野王浄広肆 (紀) 		
697	8/1 文武 1	8/1 文武			
700	4		<ul style="list-style-type: none"> ▼ 10/15 石上麻呂直大老 (続) 	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 10/15 小野毛野直広参 (続・公) 	
701	3/21 大宝 1				
702	2		<ul style="list-style-type: none"> ▼ 8/16 石上麻呂 大納言 正三位 (続・公) 		

703	大宝 3	文武	石上麻呂 ④ ₁ 在京(続)		
704	5 ₁₀ 慶雲 1		▲ ₁ 右大臣從二位 (続・公)		
705	2				
707	4		▼ ₂₈ 天伴安麻呂大納言 從三位 (続・公) 1 ₁₄		▼ ₂₈ 石川宮麻呂從四下 (続・万)
707		7 ₁₇ 元明			
708	1 ₁₁ 和銅 1		▲ ₁₃ 辭任大納言 ▼ ₁₃ 栗田真入中納言 從三位 (続・公) 3 ₁₂		▲ ₁₃ 右大弁(続) ▼ ₁₃ 巨勢多益首 從四上(続)
710	3				× ₆ (続)
711	4				
715	9 ₂ 靈龜 1		▼ ₂ 多治比池守非參議 從三位 (続・公) 5 ₇		▼ ₁₀ 路大人從四位 (続)
715		9 ₂ 元正			
717	11 ₁₇ 養老 1		● ₁₀ 赴任中(続・扶)		

718	養老 2	元正	▲ $\frac{3}{10}$ 中納言(統・公) 多治比池守 $\frac{3}{3}$		路大人
719	3				● $\frac{1}{3}$ 正四下(統) × $\frac{7}{8}$ (統)
721	5				▼ $\frac{6}{8}$ 石川石足從四上 (統・公)
724	$\frac{2}{4}$ 神龜 1	$\frac{2}{4}$ 聖武			
728	5		赴任中 ● $\frac{6}{8}$ 大伴旅人 中納言 正三位 (万)		
			● $\frac{1}{4}$ (万)		(公・大伴系図)
729	$\frac{8}{5}$ 天平 1		● $\frac{1}{4}$ (万) ● $\frac{1}{4}$ (万)		▼ $\frac{2}{4}$ 大伴道足 權參議 從四位上 ● $\frac{1}{11}$ 多治比島守 權參議 正四上 ● $\frac{3}{4}$ 從三位 (統・公)= $\frac{3}{2}$ (統・公)
730	2		● $\frac{1}{13}$ (万) ● $\frac{6}{8}$ (万) ● $\frac{7}{8}$ (万) ● $\frac{7}{11}$ (万) ● $\frac{10}{11}$ 大納言(公) 入京(万) ● $\frac{12}{12}$ (万)		▲ $\frac{1}{13}$ 民部卿(万・公) $\frac{11}{12}$ ● $\frac{1}{13}$ 紀男大從四下 $\frac{3}{2}$ 赴任中 (万)
731	3		● $\frac{1}{2}$ 從二位 $\frac{1}{1}$ (統・公) × $\frac{7}{8}$ (統・公) ▼ $\frac{9}{17}$ 藤原武智麻呂 大納言 正三位 (統・公・家伝)		● $\frac{1}{7}$ 從四上(統) ● $\frac{3}{30}$ 赴任中(觀)
733	5		● $\frac{1}{8}$ 在京(統)		

734	天平 6	聖武	▲ $\frac{1}{4}$ 右大臣・從二位 (統・公) 藤原武智麻呂 從二位 $\frac{1}{4}$ 右大臣 $\frac{1}{4}$	
735	7			● 某 小野老從四下 (統)
737	9		式部卿 參議 正三位 (統) × $\frac{8}{5}$ 藤原宇合	× $\frac{1}{11}$ 於大宰府(統)
738	10			× $\frac{1}{10}$ 紀男人正四下(統) ▼ $\frac{1}{4}$ 高橋安麻呂從四下 (統)
742	14		$\frac{1}{5}$ ↑ 大宰府 廢止 ↓	
745	17		$\frac{6}{5}$	▼ $\frac{1}{5}$ 石川加美從四下 (統)
746	18		▼ $\frac{4}{5}$ 橘諸兄 左大臣 從一位 (統・公)	▲ $\frac{1}{5}$ 兵部卿(統) ▼ $\frac{1}{5}$ 百濟王孝忠 正五下(統)
748	20		▼ $\frac{3}{10}$ 藤原八東 參議 從四下 (公・尊)	
749	$\frac{4}{14}$ 天平 感寶 1 $\frac{1}{2}$ 天平 勝寶 1 $\frac{1}{2}$ 孝德		● $\frac{5}{20}$ (平田寺文書)	

750	天平勝宝2	孝謙	<p>議位 參從三位 非 藤原乙麻呂</p> <p>（統・公）</p>		
752	4		<p>言納中 從三位 紀麻呂</p> <p>（統・公）</p>		
753	5		<p>議位 參從三位 足年石川</p> <p>（統・公）</p>		<p>從四上 紀飯麻呂</p> <p>（統・公）</p>
754	6				<p>大藏卿（統・公）</p> <p>吉備真備從四上 正四下（統・公）</p>
756	8		<p>在京（統）</p>		<p>赴任中（統）</p>
757	天平宝字1		<p>兵部卿（統・公）</p> <p>船王正四下（統）</p> <p>正四上（統）</p>	<p>〔員外〕</p> <p>藤原豐成正三位</p> <p>陪倍沙弥麻呂正四下（公）</p>	
758	2		<p>從三位（統・公）</p> <p>（統）</p>		<p>（統）</p>
759	3	淳仁	<p>三品親王（統）</p> <p>赴任中（統）</p>		<p>赴任中（統）</p>
760	4		<p>信部卿（統）</p> <p>藤原真楯參從三位 （統・公）</p>		<p>赴任中（統）</p>

761	天平宝字 5	淳仁	藤原真楯	藤原豊成	吉備真備
762	6		▲ ¹ / ₁ 中納言(統・公) ▼ ¹ / ₁ 藤原惠美真光参議 (統・公) 正四上		7年 (統・公)
764	7 8		▲ ⁹ / ₁₈ 父謀反(統) ▼ ¹⁰ / ₉ 藤原宿奈麻呂 (統・公) 正四上	▲ ⁹ / ₁₄ 右大臣復任 (統・公) 正三	▲ ¹ / ₁ 造東大寺長官入京 ▼ ¹ / ₁ 佐伯毛人
765	¹ / ₁ 天平神護 1	称徳	▼ ⁸ / ₈ 石川豊成参議(統・公) 存大弁 正四下 ● ⁹ / ₈ 從三位(統・公) 赴任中(宮) 正三		▲ ¹ / ₁ 多禰嶋守に左遷 (統) ● ³ / ₁₀ 佐伯今毛人築治土城 專知官 從四下 (統・公)
767	⁸ / ₁₆ 神護景雲 1				▲ ² / ₂₈ 造西大寺長官 ▼ ² / ₂₈ 藤原楓麻呂從四下 (統・公) 正三
768	2		▼ ¹ / ₁ 弓削御浄清人 大納言(統・公) 正三 ● ¹ / ₁ 檢校兵庫將軍(統)		▲ ¹ / ₁₃ 右大弁(統) ▼ ¹ / ₁₃ 藤原田麻呂参議 從四上 (統・公)
769	3		● ¹⁰ / ₂₀ 從三位(統・公) 正三		
770	¹⁰ / ₁ 宝龜 1		● ⁵ / ₁ 赴任中(統) = ⁸ / ₂₁ ▲ ⁸ / ₂ 配流(統・公) 正三 ▼ ⁸ / ₂ 藤原宿奈麻呂参議 從三位(統・公) 正三	▲ ⁸ / ₂₀ 	▼ ⁸ / ₂₈ 豊野出雲從四下 (統)
		¹⁰ / ₁ 光仁	▲ ⁹ / ₁₆ 式部卿(統・公) ▼ ⁹ / ₁₆ 石上宅嗣参議 從三位(統・公) 正三		
771	2		▲ ³ / ₁₃ 式部卿(統・公) ▼ ³ / ₁₃ 藤原百川参議 正四下(統・公) ▼ ⁵ / ₁₄ 藤原蔵下麻呂非参議 從三位(統・公)		

774	宝亀 5	光仁	藤原蔵下麻呂 ● ⁴ / ₂₄ 重任(統) ● ⁵ / ₅ 参議(統・公)		
775	6		× ⁷ / ₁ (統・公・尊)		▼ ⁷ / ₆ 石川名足從四下 (統・公) 四年 ⁸ / _某
777	8		▼ ¹⁰ / ₁₃ 藤原魚名大納言從二位(統・公)		▲ ¹⁰ / ₁₃ 造東大寺長官(統) ▼ ¹⁰ / ₁₃ 石上息嗣從四上(統)
778	9		● ³ / ₃ 内臣(統・公) ● ³ / ₃₀ 忠臣(統・公)		
779	10		● ¹ / ₁ 内大臣(統・公)		▼ ⁹ / ₄ 佐伯今毛人正四下 (統・公)
780	11				● 某(三)
781	¹ / ₁ 天応 1	⁴ / ₃ 桓武	(統・公) ▼ ⁷ / ₇ 藤原浜成参議從三位 ▼ ⁷ / ₇ 藤原魚名左天臣正二位 ● ⁸ / _{16,18} (統・公) 在京(正)	[員外] (統・公) ▼ ⁶ / ₆ 藤原浜成参議從三位	● ⁴ / ₅ 正四上(統・公) ● ⁶ / ₆ 帥代行赴任中 (統・公)
782	⁸ / ₁₉ 延暦 1		● ³ / ₃ (格) ● ⁹ / ₁₄ 止左大臣配流(統・公) ● ⁶ / ₂₈ (摂津着)(統・公)	● ¹ / ₁₈ 止参議(統・公)	▲ ⁴ / ₇ 左大弁(統・公) ▼ ⁶ / ₂₀ 石上家成從四下 (統)
783	2		● ⁷ / ₇ 在京(統・公) × ⁷ / ₅ (統・公・尊)		▲ ⁵ / ₁₅ 造東大寺長官(統) ▼ ⁵ / ₁₅ 石川真守從四下 (統・公)

785	延曆 4	桓武	<p> $\frac{3}{11}$ (統・公) 大納言 正三位 ▼ $\frac{3}{10}$ 藤原繼縄 ● $\frac{3}{8}$ 東宮伝(統・公) </p>		石川真守
			<p> $\frac{3}{11}$ ▲ $\frac{3}{11}$ 東宮伝民部 卿從三位(統・公) ▼ $\frac{3}{11}$ 佐伯今毛人 参議 正三位 (統・公) </p>		
786	5				
789	8		<p> ▲ $\frac{3}{10}$ 致仕(統・公) </p>		
790	9			<p> × $\frac{2}{18}$ 於大宰府(統・公・尊) </p>	<p> ▼ $\frac{3}{10}$ 文室那保企正五下 (統) </p>
793	12				<p> ▼ $\frac{3}{10}$ 石川真守 参議 從四上 (公) </p>
794	13				<p> ● $\frac{3}{10}$ 正四下(公) </p>
795	14				<p> ● $\frac{3}{10}$ 兼下總守 </p>
796	15				<p> ● $\frac{3}{8}$ 正四上(後・公) </p>
797	16		<p> ▼ $\frac{3}{11}$ 藤原雄支 参議 正四下 (後・公) </p>		<p> ● $\frac{3}{11}$ 刑部卿 </p>

798	延曆 17	桓武	藤原雄支 • %中納言從三位(公)		石川真守 ▲ %致仕(公)
799	18				▼ %藤原葛野麻呂 從四下 (後・公)
801	20				▼ %藤原仲成從四下 (公)
804	23				▽ %藤原藤繼 { 少貳(後) { 大貳(公)
806	⁵ / ₁₈ 大同 1	³ / ₁₇ 平城	▼ %伊予親王中務卿(後) 三參議(公) ▼ %藤原繩主從三位 ⑥集		▼ %菅野真道參議 正四下 (後・公) • %王四上(公)
807	2		• %西海道觀察使・ 止參議(公)		• %止參議(公) • % (弘法大輔 行化記) (從四下)
808	3	⁴ / ₁ 嵯峨	• % (格・集) • % (後)		
810	⁹ / ₁₉ 弘仁 1		• % 參議(公)	▼ %阿保親王四品 (後・帝)	
811	2				⁹ / ₁₃

812	弘仁3	嵯峨	<p>▲$\frac{1}{2}$兵部卿(後・公) = $\frac{12}{5}$</p> <p>▼$\frac{1}{2}$葛原親王(式部卿三品)(後・文)</p>	阿保親王	<p>▼$\frac{1}{2}$藤原藤繼(參議從四上)(後・公) $\frac{11}{13}$</p>
816	7				<p>▼$\frac{1}{10}$紀広浜(參議從四上)(公)</p>
819	10				<p>• $\frac{1}{2}$正四下(類・公)</p> <p>×$\frac{1}{2}$ (略・公・尊)</p> <p>▼$\frac{1}{2}$末安倍寬磨(參議從四下)(公)</p>
820	11				<p>• $\frac{3}{4}$赴任中(堂本四郎氏所藏文書)</p> <p>▼$\frac{12}{5}$多治比今磨(參議從三位)(公)</p> <p>×$\frac{1}{11}$ (略・公)</p>
821	12				
822	13				<p>▼$\frac{3}{20}$小野峯守(參議從四下)(公)</p>
823	14	$\frac{4}{16}$ 淳和	<p>▼$\frac{9}{20}$葛原親王(中務卿三品)(略)</p> <p>• $\frac{1}{2}$彈正尹(略)</p>		<p>• $\frac{1}{2}$ (格)</p>
824	$\frac{1}{5}$ 天長1			<p>▲某(天長初年)入京(統後)</p>	<p>• $\frac{9}{3}$(略・格・朝) $\frac{10}{1}$</p>
825	2		<p>• $\frac{1}{6}$ (略)</p> <p>×$\frac{1}{20}$ (公)</p>		

826	天長 3	淳和			<ul style="list-style-type: none"> ● 1/4 從四上(類・公) 小野峯守 ● 1/5 赴任中(類)
827	4				<ul style="list-style-type: none"> ▼ 2/1 朝野鹿朝 從四上 (統後・公) ● 1/6 赴任(略)
828	5		▼ 1/2 万多親王 式部卿(略)		
830	7		▼ 1/4 仲野親王 四品(略・三)		
833	10	2/28 仁明			▲ 1/2 入京前大貳(符)
834	1/3 承和 1				● 1/6 藤原広敏 從四下 (統後)
835	2		▼ 1/5 秀良親王 彈正尹 三品 (統後)		● 1/4 從四上(統後)
836	3				● 1/7 赴任中(統後)
837	4			<ul style="list-style-type: none"> ▼ 2/3 藤原常嗣 參議 正四下 ● 1/9 (統後・公) 	<ul style="list-style-type: none"> × 5/8 (統後) ▼ 1/9 南淵永河 從四上 (統後・文)

		仁明	藤原常嗣	南淵永河
839	承和6		<ul style="list-style-type: none"> 8/25 帰国(統後) 9/16 (統後) 9/28 従三位(統後・公) 1/8 在京(統後) 	<ul style="list-style-type: none"> 8/14 赴任中(統後) 8/25 赴任中(統後)
840	7	<ul style="list-style-type: none"> 1/30 賀陽親王三品(統後) 	<ul style="list-style-type: none"> 4/23 (統後・公・尊) 	<ul style="list-style-type: none"> 1/15 (統後) 2/23 (格)
842	9		<p>[員外]</p> <ul style="list-style-type: none"> 7/23 藤原吉野正三(統後・公・帝) 	<ul style="list-style-type: none"> 1/13 藤原衛従四上(職事補任)(統後・文) 8/15 (統後・格)
843	10			<ul style="list-style-type: none"> 2/10 刑部卿帰京(統後・文)
845	12	<ul style="list-style-type: none"> 1/30 宗康親王(統後)四品 	<ul style="list-style-type: none"> 3/28 召還(統後・略) 	
846	13		<ul style="list-style-type: none"> 8/12 (統後・公・尊) 	
847	14			<ul style="list-style-type: none"> 某 帰京(文) (▽) 某(石)
848	6/13 嘉祥1			<ul style="list-style-type: none"> 6/3 紀長江従四上(統後)
849	2	<ul style="list-style-type: none"> 1/13 兼中務卿(統後) 		

850	嘉祥 3	3/21 文徳	▼ 1/15 葛井親王三品(続後)	
			× 4/2 (文)	
			▼ 5/10 葛原親王一品(文)	▼ 1/10 清原長田從四下 (文)
				● 1/6 (格)
851	1/28 仁寿 1			
853	3		× 6/4 (文)	
854	1/30 斉衡 1			
855	2			▼ 1/15 正射王正四下 (文・三・公)
				● 5/6 赴任(文)
857	2/21 天安 1			
858	2		▼ 1/16 惟喬親王四品 (文・古)	
		8/27	▼ 1/16 惟喬親王四品(三・古)	
859	4/15 貞観 1	清和		
860	2			▲ 某 歸京(三)
				▼ 1/16 清原岑成從四上 (三・公)

861	貞 観 3	清 和	惟喬親王	清原岑成 × ^{2/29} (三・類・公)
				▼ ^{5/30} 藤原冬緒 <small>右申介 從四下</small> ・ ^{8/9} 赴任中 (三・公) (入唐五家伝)
862	4			・ ^{1/2} (三)
863	5		▲ ^{2/10} 彈正尹(三) ▼ ^{2/10} 仲野親王二品(三)	
864	6			・ ^{1/2} 從四上(三・公)
866	8		▼ ^{1/13} 時康親王 <small>中務卿 三品 (三・大・扶)</small>	▲ ^{1/13} 彈正大弼(三・公) ▼ ^{1/13} 茂世王從四上 (三)
				(父の喪)
867	9			▼ ^{4/11} 復任(三)
868	10			(蜂須賀家) 所蔵文書 ・ ^{12/26} 赴任中
869	11		・ ^{9/10} (三)	▲ ^{2/8} 宮内卿(三) ▼ ^{2/8} 藤原冬緒 <small>參議 從四上</small> (三・公)
870	12		・ ^{2/4} 二品(三) ・ ^{2/4} (三)	・ ^{2/2} (三・格) ・ ^{2/2} (格)

871	貞觀 13	清和	<p>▼ 1/8 賀陽親王 治部卿(三)</p> <p>● 2/9 止治部卿(三)</p> <p>× 10/8 (三)</p>		<p>● 1/4 正四下(三・公)</p> <p>藤原冬緒</p>
872	14		<p>▼ 2/8 忠良親王 式部卿(三)</p>		<p>▼ 2/8 坂上滝守從五上(三)</p>
873	15				
874	16			<p>(三・公・古)</p> <p>▼ 2/8 在原行平 參議從三位</p> <p>● 2/8 赴任(略)</p>	<p>▲ 3/8 民部卿(公)</p>
876	18		<p>× 2/20 (三)</p> <p>▼ 12/26 本康親王 兵部卿(三)</p>	<p>(公)</p> <p>▼ 1/24 藤原冬緒 參議正四下</p> <p>● 3/9 (三)</p> <p>● 3/13 (格)</p> <p>● 9/9 (三)</p>	
877	4/16 元慶 1	11/29 陽成		<p>● 9/26 在京(三)</p> <p>▲ 10/18 治部卿(三・公・古)</p>	
879	3			<p>10/28</p>	<p>● 1/4 橘三夏從四上(三)</p>
880	4				<p>× 1/13 (三・尊)</p> <p>赴任</p> <p>● 6/4 安倍貞行從四上(三)</p>
883	7		<p>× 1/19 准彦親王 中務卿(三)</p>		

884	元慶 8	2/5 光孝	1/5 時康親王 <small>式部卿品(大・一)</small>	安倍貞行
			2/5 踐祚(三)	
885	2/21 仁和 1			1/16 源行有從四上(三)
887	3	8/26 宇多		6/20 (三・尊)
				8/22 藤原保則從四下 (三・公・藤原保則伝) 11/17 從四上(公・保則伝)
888	4			7/23 (格・政)
889	4/27 寛平 1			12/26 (宮)
891	3			秋 安倍興行 (田氏家集) (菅家文章)
893	5		5/2 是忠親王(略)	5/2 (略)
894	6		(略・公・古) 4/16 藤原国経 <small>參議正四下</small>	5/6 權中納言(公・古)
896	8			2/2 止大夫(公)

897	寛平 9	醍醐	▲ ³ / ₁₅ 止権帥(一) ● ⁶ / ₁₉ 中納言(公) 藤原国経	
898	⁴ / ₂₆ 昌泰 1		(公)	
901	⁷ / ₁₅ 延喜 1		▼ ¹ / ₂ 菅原道真(略・公・政) 大・帝 ● ¹ / ₁ 下向(略・扶・大) 菅家御伝記 注1) ² / ₂ ▲ ¹ / ₂ 藤原菅根從五上 (公・古) ▲ ² / ₂ 式部少輔 (公) ¹ / ₂ 少式	
902	2		● ¹ / ₁ (菅) ● ² / ₁₉ (菅) ● ⁹ / ₂₉ (菅)	▼ ¹ / ₂ 藤原興範從四下 (公) ● ¹ / ₂ 赴任(西)
903	3	× ² / ₂ 於大宰府(略・大・扶・帝) ×是貞親王三品(略・尊)		
905	5	● ¹⁰ / ₁ 帥三品兼中務卿親王 在京		(筑前国觀世) 音寺資材帳 ● ¹⁰ / ₁ 大貳從四下 藤原朝臣
907	7		▼ ⁵ / ₁ 在原友于参議 正四下(公) ● ⁸ / ₁ 赴任(西)	▼ ¹ / ₁₃ 在原友于参議 正四下(公)
910	10	● ¹ / ₂ 敦固親王(略・貞・北)	× ⁵ / ₂₀ (略・公)	▼ ⁵ / ₂₀ 橘澄清從四下(公)
911	11		▲ ² / ₁₅ 勘解由長官 ● ² / ₁₅ 源悦從四下(公) ● ⁴ / ₄ 赴任せず 問われる(略) ▼ ¹ / ₂ 藤原興範参議 從四上(公) (貞・公) ● ¹ / ₂ 赴任・正四下	

913	延喜 13	醍醐			$\frac{1}{28}$ 赴任せず位記を召される 藤原興範
916	16				$\frac{1}{28}$ 彈正大弼(公)
919	19				
920	20		$\frac{10}{1}$ 敦固親王(貞)		
			$\frac{4}{24}$ (貞)	$\frac{1}{30}$ 藤原当幹従四下(公)	
921	21				$\frac{1}{21}$ (伊呂波字類抄)
923	④ 延長 1		$\frac{1}{21}$ (貞)		$\frac{1}{12}$ 参議(公) $\frac{1}{2}$ 再任(公)
924	2				$\frac{1}{11}$ (貞) $\frac{1}{8}$ (貞)
925	3				$\frac{1}{30}$ 藤原扶幹 ^{参議} 従四上(公)
					$\frac{1}{10}$ (貞)
926	4				$\frac{1}{15}$ (貞)

927	延長 5	醍醐			藤原扶幹 ● 𠄎 (扶)
930	8	朱雀			▼ 𠄎源等從四下(公)
	𠄎				▲ 𠄎左大弁(公)
931	承平 1		● 𠄎貞真親王(貞) ● 𠄎元長親王 (醍醐寺雜事記)		● 𠄎赴任(貞) ● 𠄎 (貞)
932	2		● 𠄎 (貞)		
935	5			▼ 𠄎橘公頼參議 正四下(公)	
				● 𠄎 (九条) ● 𠄎 (別)	
936	6		● 𠄎重明親王 彈正尹 四品 (朝)		● 𠄎赴任從三位(公)
937	7				● 𠄎 (石)
938	天慶 1				● 𠄎召符あれど入京せず(公) ● 𠄎中納言(公)
940	3				▼ 𠄎源公忠從四下(歌) ● 𠄎在京(歌)

941	天慶 4	朱雀		<ul style="list-style-type: none"> ×$\frac{2}{20}$於大宰府(略・公・尊) $\frac{3}{20}$ 	<ul style="list-style-type: none"> ▲$\frac{3}{28}$近江守 ▼$\frac{3}{28}$源清平參議(公) 正四下
942	5				<ul style="list-style-type: none"> ●$\frac{3}{19}$赴任(西・世)
943	6			<ul style="list-style-type: none"> $\frac{1}{6}$ ▼$\frac{1}{2}$成明親王三品(略・皇年代略記) 	
944	7		<ul style="list-style-type: none"> ●$\frac{1}{7}$(九) ▲$\frac{1}{2}$皇太子(略) 		
945	8				<ul style="list-style-type: none"> ×$\frac{1}{13}$於大宰府(略・北・公) ▼$\frac{1}{4}$小野好古從四下(公)
946	9	$\frac{4}{20}$ 村上	<ul style="list-style-type: none"> ●$\frac{10}{28}$式明親王(九) 		<ul style="list-style-type: none"> ●$\frac{1}{2}$在京(貞) ●$\frac{1}{2}$(政)
947	$\frac{1}{2}$ 天曆 1				<ul style="list-style-type: none"> ●$\frac{1}{9}$赴任(略・公) ●$\frac{1}{8}$參議(略・公・貞) ●$\frac{1}{8}$(略) ▼$\frac{1}{8}$復任(公) ▲$\frac{1}{20}$(公) ▼$\frac{1}{20}$平隨時參議(公) 從四下 ●$\frac{1}{28}$在京(九) ●$\frac{5}{1}$在京(九)
950	4		<ul style="list-style-type: none"> ●$\frac{5}{24}$有明親王(九) ●$\frac{5}{1}$(九) ●$\frac{1}{23}$(九) 		
953	7		<ul style="list-style-type: none"> ●$\frac{1}{2}$(九条) 		<ul style="list-style-type: none"> ×$\frac{1}{8}$於大宰府(公・尊)

954	天曆 8	村上			<ul style="list-style-type: none"> ▼¹/₂藤原朝忠^{参議}從四上 •³/_某 辭退 (公・吉) (公) ▼³/₄藤原元名^{從四上} •⁹/_{赴任} (公・二) (西・禁)
957	¹⁰ / ₂₇ 天德 1				
958	2				<ul style="list-style-type: none"> •^①/_{参議}(公)
959	3				<ul style="list-style-type: none"> ▲^某 (公・北・西) ▼^正/_某 藤原国風 (二・尊)
960	4				<ul style="list-style-type: none"> ▼¹/₂小野好古^{参議}正四下 (公・二) •⁹/_(扶) •⁹/_{赴任}(西)
961	² / ₁₆ 応和 1		<ul style="list-style-type: none"> •^③/_某 章明親王(粹) 		
962	2				<ul style="list-style-type: none"> •¹/_{從三位}(公)
964	⁷ / ₁₀ 康保 1				<ul style="list-style-type: none"> •⁹/_某 (粹・神) •^某 (神)
965	2				<ul style="list-style-type: none"> ▼¹/_某 藤原佐忠^{從四下} (二) •⁹/_{赴任}(西)

967	康保4	5/25 冷泉			藤原佐忠
968	8/13 安和1				
969	2	8/13		<p style="text-align: right;">3/25</p> <p>▼ 3/25 源高明(百・公・略・扶)</p> <p>● 1/1 (略)</p> <p>● 1/1 (前帥)・(略)</p>	
970	3/25 天祿1	円融		<p>▼ 1/2 橘好古<small>中納言</small> <small>從三</small> <small>(公・二)</small></p>	▲ 3/2 京に召さる(符)
971	2		<p>× 1/10 広平親王<small>兵部卿</small> <small>品</small> <small>(略・本)</small></p>	<p>(略・公)</p> <p>● 1/2 召し返えさる</p> <p>▲ 1/2 大納言(公)</p>	
972	3			<p>× 1/2 於大幸府(略・公)</p> <p>△ 1/2 帰京<small>(略・公・百・扶)</small></p>	<p>▽ 1/2 藤原国光(二) 廿 (永祚3年正月)</p> <p>● 1/2 赴任<small>(親信卿記)</small> <small>(江家次第)</small></p>
973	1/20 天延1				
975	3				<p>▽ 1/2 藤原国章(二) 廿 (永祚3年正月)</p> <p>● 1/1 (觀)</p>
976	7/13 貞元1		<p>▼ 1/2 致平親王 <small>(法申伝系部類)</small></p>		

977	貞元 2	円融			<ul style="list-style-type: none"> ● 1/4 從三位(公) 藤原国章
978	1/29 天元 1				
981	4				<ul style="list-style-type: none"> ● (公・二・中歌) ● 從四上 ● 菅原輔正 左中弁 ▲ 3/2 京に召さる(符) ● 1/4 昇殿(公)
982	5				<ul style="list-style-type: none"> ● (公・小・中歌) ● 1/4 正四下 ● 3/5 式部權大夫 ● (公・小・中歌) 1/6 赴任(略・著)
983	4/15 永觀 1				
984	2	8/27			<ul style="list-style-type: none"> ● (天滿宮託宣記) ● 1/6 赴任中 ● 8/27 (公・中歌)
985	4/27 寛和 1	花山			<ul style="list-style-type: none"> ● (天元四・正) ● 1/6 (樗囊抄) ● (公・二) ● 權中納言
986	2	6/23	1/28 藤原為輔正 三位	1/21 某 藤原共政(二)	<ul style="list-style-type: none"> ● 3/5 (前大貳)(略) ● 1/19 (觀) × 8/6 (公・尊・略・小目) ● 8/27
987	4/5 永延 1	一条			

988	永延 2	一条			藤原共政 • 10/26大式藤原朝臣 赴任中(東)
989	8/8 永祚 1				• 3/13大式藤原朝臣(東)
990	11/7 正曆 1				(公・二)
991	2				▼ 1/27藤原佐理從三位 • 4/26皇后宮權大夫(公) • 5/19赴任 (松平直亮氏所藏) (文書・重之集)
992	3				• 某 正三位(公) • 9/26赴任中(石)
993	4		▼ 3/10敦道親王四品(小) • 8/26中部卿兼帥四品親王 (江見左織所藏文書)		(江見左織氏) (所藏文書) • 8/26赴任中 (公) • 某 止皇后宮權大夫
994	5				• 1/26 (略・粹)
995	2/2 長德 1				• 9/26 (世・權) ▲ 1/18 (公・略・百) • 1/26 帰国(符・大) ▼ 1/16 藤原有国 非參議 從三位 (權・百・世) (公・二)
996	2		▼ 4/24藤原伊周(略・百・小) 注(2) • 1/8至大宰府(扶・榮)		• 1/2赴任・正三位 (小・略・西)

		一条		藤原伊周	藤原有国
997	長徳3			<ul style="list-style-type: none"> • $\frac{1}{6}$ 罪を赦し京に歸らしむ(小・略・公) • $\frac{12}{某}$ 入京(公・栄) 	<ul style="list-style-type: none"> • $\frac{6}{12}$ (小) • $\frac{10}{1}$ (小・権)
999	$\frac{1}{13}$ 長保1				<ul style="list-style-type: none"> • $\frac{3}{5}$ 弾正大弼(公) • $\frac{7}{30}$ (御) • $\frac{10}{26}$ (権)
1000	2				<ul style="list-style-type: none"> • $\frac{7}{13}$ (権) • $\frac{8}{24}$ (権) • $\frac{9}{25}$ (権)
1001	3		<ul style="list-style-type: none"> ▲ $\frac{1}{24}$ (北) ▼ $\frac{1}{24}$ 平惟仲 中納言(公・北) • $\frac{4}{8}$ (権) • $\frac{5}{29}$ (符) • $\frac{6}{22}$ 赴任(権) • $\frac{6}{26}$ (高野山文書) 	<ul style="list-style-type: none"> • $\frac{10}{某}$ • $\frac{12}{15}$ (公・権・百) • $\frac{12}{16}$ 本位に復す 	<ul style="list-style-type: none"> • $\frac{2}{19}$ 京に召される(権) • $\frac{3}{4}$ (朝) ▲ $\frac{10}{3}$ 参議(公)
1003	5				
1004	$\frac{7}{20}$ 寛弘1		<ul style="list-style-type: none"> • $\frac{1}{2}$ 従二位(公) • $\frac{8}{19}$ (宮) • $\frac{11}{27}$ (百) • $\frac{2}{9}$ (御) • $\frac{2}{27}$ (尊勝院文書) • $\frac{3}{24}$ (略・百・御・権) • $\frac{4}{28}$ (略・百・御) • $\frac{6}{16}$ 釐務を止む(略) • $\frac{11}{29}$ (赤屋文書) • $\frac{12}{28}$ (小) ▲ $\frac{12}{28}$ (略・公・百・御・権) 		
1005	2		<ul style="list-style-type: none"> • $\frac{3}{14}$ 於大宰府(略・御・小・権) 		<ul style="list-style-type: none"> • $\frac{3}{26}$ (小・御) • $\frac{4}{7}$ (小) • $\frac{4}{14}$ (小・権・平松文書) • $\frac{5}{23}$ 赴任・正三位(小) • $\frac{6}{13}$ 着任(権・申歌) (小) $\frac{1}{2}$ $\frac{1}{4}$
1009	6				<ul style="list-style-type: none"> • $\frac{8}{14}$ 釐務を停む (略・中歌) ▲ $\frac{9}{19}$ (御) (公・二)
1010	7				<ul style="list-style-type: none"> ▼ $\frac{2}{16}$ 平親信 非参議 從二位 寛治 • $\frac{3}{30}$ (御・北) • $\frac{7}{4}$ (御) $\frac{1}{2}$ 三 • $\frac{8}{8}$ (御) $\frac{5}{4}$ 七 • $\frac{8}{16}$ (御・権) • $\frac{8}{13}$ 下向(御・権)

1011	寛弘 8	$\frac{6}{13}$ 三条				平親信
1012	$\frac{12}{25}$ 長和 1					$\frac{5}{20}$ (御) $\frac{9}{2}$ (御) $\frac{19}{30}$ (御)
1013	2		$\frac{12}{10}$ 敦康親王(御) $\frac{12}{26}$ (御)			$\frac{2}{2}$ (御) $\frac{5}{15}$ (御) $\frac{7}{2}$ (小) $\frac{1}{7}$ (御)
1014	3				$\frac{12}{某}$ (小・公・二・大) 中納言 藤原隆家 従二位	$\frac{14}{14}$ 辞表提出(小) $\frac{1}{7}$ (小)
1015	4		$\frac{4}{某}$ (略) $\frac{4}{22}$ (御) $\frac{9}{23}$ (小) $\frac{10}{6}$ (御) $\frac{12}{12}$ (御)	$\frac{4}{7}$ (符) $\frac{1}{21}$ 赴任・正三位(御・公・小) $\frac{9}{23}$ (小)		$\frac{11}{2}$ $\frac{11}{2}$
1016	5	$\frac{1}{29}$ 後一条	$\frac{3}{11}$ 敦平親王(御)			$\frac{10}{6}$ (御) $\frac{11}{9}$ (御)
1017	$\frac{4}{23}$ 寛仁 1		$\frac{1}{8}$ (御)			$\frac{8}{24}$ (御) $\frac{3}{11}$ (左) $\frac{10}{2}$ (小)
1018	2					$\frac{8}{15}$ (御)
1019	3		$\frac{1}{16}$ 三品帥親王(朝)			$\frac{4}{14}$ (小) $\frac{4}{16}$ (略・朝・小・大) $\frac{5}{10}$ (小) $\frac{8}{3}$ (小) $\frac{9}{6}$ (小) $\frac{10}{21}$ (小・左・公・大) 藤原行成 中納言(公・小・左・二) 正二位

1020	寛仁 4	後一条		藤原行成	
1021	治安 1			<ul style="list-style-type: none"> ● 9/1 (左) ▲ 11/2 權大納言(公) ▼ 11/2 源経房 權中納言正三位 (公・小・栄・二) ● 3/4 赴任(略・小・栄) 	
1022	2			● 1/3 (小)	
1023	3			● 9/18 (小)	
1024	万寿 1			<ul style="list-style-type: none"> × 10/2 於大宰府 (略・小・栄・公) ● 12/15 藤原惟憲正四下 ● 12/28 從三位(公・小) 	<ul style="list-style-type: none"> (公・小・二) ● 8/9 (小) ● 9/15 赴任・正三位(公) (公・略)
1025	2				● 9/15 (小)
1026	3		● 3/2 帥闕		● 3/23 (符)
1027	4		● 1/4 帥闕		● 1/4 (符)
1028	長元 1				<ul style="list-style-type: none"> ● 5/2 (小目) ● 8/26 (小) ● 10/10 (小)

1029	長元 2	後 一条		<p>▼ 1₂₄源道方<small>權中納言從二位(公・二)</small></p> <p>● 6₁₉(符)</p> <p>● 8₁₈赴任・正二位(公)</p>	<p>藤原惟憲</p> <p>▲ 5₄京に召される(符)</p>
1030	3			<p>● 3₂₃(符)</p> <p>● 1₁₆(天理図書館所蔵文書)</p>	
1032	5			<p>● 5₂₀(符)</p> <p>● 7₇(觀)</p>	
1033	6			<p>▲ 2₃₀(公)</p> <p>▼ 2₃₀藤原実成<small>中納言正二位(公・尊・二)</small></p> <p> </p> <p>長元七年</p>	
1034	7			<p>● 8₂赴任(左・禁)</p>	
1036	9	4 ₁₇ 後 朱雀		<p>● 3_集(百)</p>	
1037	4 ₂₁ 長 曆 1			<p>● 4₁₄(行親記)</p> <p>● 5₁₅(百・扶・行親記)</p> <p>● 6₈辞書提出(行親記)</p> <p>▲ 8₁₀(行親記)</p> <p>▼ 8₁₀藤原隆家<small>正二位(行親記・公・尊・二)</small></p> <p> </p> <p>8₉</p>	
1040	11 ₁₀ 長 久 1			<p>● 4₂₁(春記)</p>	
1042	3			<p>▼ 1₂₉藤原重尹<small>正三位(公・三)</small></p> <p> </p> <p>長久三年</p> <p>● 7₃赴任・從二位(公・禁)</p> <p>● 8₁₄釐務停止(扶)</p>	

1044	1/4 寛徳 1	後朱雀		藤原重尹	
1045	2	1/16 後冷泉		<ul style="list-style-type: none"> ● 10/6 (百) ● 12/6 (百) ● 12/29 (百) 2/20 	
1046	4/4 永承 1			<ul style="list-style-type: none"> ▲ 2/26 (公・扶) ▼ 2/26 藤原経通 權中納言 (公・扶・二) ● 7/某 赴任中(神) 正二位 	<ul style="list-style-type: none"> 2/20 6/某
1050	5			<ul style="list-style-type: none"> ▲ 5/某 上京(公) 	<ul style="list-style-type: none"> 補任 (公・二・弁官) ▼ 9/7 源資通 参議 從三位 ● 8/赴任・正三位
1051	6				<ul style="list-style-type: none"> ● 1/8 (宮)
1052	7				<ul style="list-style-type: none"> ● 9/ (宮)
1053	1/1 天喜 1				
1054	2				<ul style="list-style-type: none"> ● 2/7 (調所氏文書) (公・更級日記・朝) ▲ 11/28 辞して上洛 ▼ 12/2 高階成章正四下 (公・二)
1055	3				<ul style="list-style-type: none"> ● 3/9 赴任・從三位(公)

1058	8/9 康平 1	後冷泉	<p>▼ 1/6 藤原經輔 權中納言 (公) 正三位</p> <p>▼ 1/6 藤原經輔 權中納言 (公) 正三位</p>	<p>● 1/5 正三位(公)</p> <p>✳ 1/6 於天幸府 (二条皇太后太) (式集・公・神)</p> <p>高階成章</p>
1059	2		<p>12/1 某</p> <p>● 1/7 赴任中(觀)</p>	
1063	6		<p>▲ 2/21 (公)</p>	<p>▼ 1/7 藤原師成正四下 (公・二)</p> <p>● 1/8 從三位(公)</p> <p>● 1/9 赴任・正三位(公)</p>
1065	8/2 治曆 1			<p>● 11/20 (天理図書館) (所藏文書)</p>
1066	2			<p>● 8/22 (觀)</p>
1067	3		<p>▲ 2/12 (公)</p>	<p>10/11 某</p> <p>(公・二) 議</p> <p>▼ 1/11 藤原頭家 參 從三位</p> <p>● 8/22 赴任正三位(公)</p>
1068	4	4/9 後三条		
1069	4/13 延久 1			
1070	2			<p>● 1/15 (公)</p>

1071	延久 3	後三 条				<p>▲³/_某 藤原顯家 ▼⁹/_某 藤原良基 参從二位 (公・三) 議 位 二 位</p>
1072	4					
1074	⁸ / ₂₃ 承 保 1	¹² / ₈ 白 河				<p>●²/_某 止春宮権大夫(公)</p>
1075	2					<p>×⁴/₁₉ 於大宰府(公・尊)</p>
1077	⁴ / ₁₇ 承 曆 1					
1080	4			<p>⑧⁸/_某 藤原資仲正二位 ●⁹/₁₁ (除目大成抄) ●¹⁰/₁₇ 赴任(水)</p>	<p>⑤⁵/_某 藤原経平(帥) ▼¹²/_某 藤原経平從四上 (三)</p>	
1081	² / ₁₀ 永 保 1					
1082	2			● 某(神)		
1084	² / ₇ 応 徳 1			▲ ⁴ / _某 (公) 出家	<p>寛治三 十 二 (公・二) ▼⁶/_某 藤原実政正三位 ●¹²/_某 赴任(帥・公) 議 位 三 位</p>	

1085	応徳 2	白河			藤原実政
					● 16 (公) ● 16 從三位(赴任追賞)
1086	3				● 16 藤原経平非参議 從三位(去年大式赴任追賞)
1087	4 寛治 1	堀河			
1088	2			● 11 (公・師・二) ● 11 權中納言 ● 11 藤原伊房正二位 ● 10 在京(帥) ● 17 (師) ● 17 赴任(師)	● 11 (百・師・中) ● 11 (百・師) ● 11 (百・壬生家譜) ▲ 某 辞して上洛(公)
1089	3				
1091	5			● 17 (八幡宇佐宮) ● 17 (御神領大鏡) ● 17 (")	
1092	6			▲ 11 辞す(中) ● 18 入洛(中・公)	▼ 11 藤原長房 (公・師・三世)
1093	7				● 11 (魚魯愚抄) ● 11 (師・中) ● 11 (師・中) ● 11 赴任(禁・中・師) ● 18 (勸仲記)
1094	12 嘉保 1			▼ 13 源経信 大納言 正二位 (中・公・時範朝臣記) ● 17 (魚魯愚抄)	● 11 (勸仲記) ● 11 (勸仲記) ▲ 11 辞して上洛(中・公)

		堀河		源経信	
1095	嘉保 2			<ul style="list-style-type: none"> • 7/5 (中・為房卿記) • 7/9 (中・為房卿記) 7/22 赴任(中・為房卿記・公) 8/5 筑前着(著) 	
1096	12/7 永長 1			<ul style="list-style-type: none"> • 7/6 (師) 	
1097	12/2 承德 1			<ul style="list-style-type: none"> ×① 6/6 於大宰府(中・公) ▼ 3/某 大江匡房權中納言 從三位 (公・二) • 7/10 (中・江都督願文集) 	
1098	2			<ul style="list-style-type: none"> • 8/20 (中) • 8/22 赴任(中・蔡・公) 9/某 	
1099	8/28 康和 1			<ul style="list-style-type: none"> • 2/27 (宮) • 9/22 (觀) • ② 9/28 (江都督願文集) 	
1100	2			<ul style="list-style-type: none"> • 8/某 (本朝統文粹) • 9/10 (江都督願文集) 	
1101	3			<ul style="list-style-type: none"> • 9/21 (著) • 10/3 (八幡宇佐御神領大鏡) 	
1102	4			<ul style="list-style-type: none"> • 1/5 正二位・赴任追賞(公) ▲ 1/22 (公) ▼ 1/23 藤原保実權中納言 正三位 (中・公・二) × 3/4 (中・公 = 3/5 尊) ▼ 6/23 藤原季仲權中納言 正二位 (中・公・二) 	
1103	5			<ul style="list-style-type: none"> • 9/1 (殿) • 10/10 (中) • 6/7 赴任(殿・中・公) • 7/22 下向(世) • 9/8 (中・世) • 1/7 (世) 	

1104	2/10 長治 1	堀河		藤原季仲	
1105	2			<ul style="list-style-type: none"> • 5/某 (東寺三代記・釈論通玄鈔) • 6/2 (中・殿) • 8/29 (百・中・殿) • 9/5 (殿) • 10/5 (石) • 10/26 (石) ▲ 12/26 罷め召還(中・公) 	
1106	4/9 嘉承 1			<ul style="list-style-type: none"> ▼ 3/大江匡房正二位(公・二・卅五文集) • 5/25 (觀) • 11/9 (中) • 11/某 (石) 	二年
1107	2	7/19 鳥羽		<ul style="list-style-type: none"> • 2/15 (石・中) • 8/某 (石) 	
1108	8/3 天仁 1			<ul style="list-style-type: none"> • 3/9 在京(中) • 7/28 (中) 	
1109	2			<ul style="list-style-type: none"> • 1/某 (江都督願文集) • 3/21 在京(觀) 	
1110	7/13 天永 1			<ul style="list-style-type: none"> • 1/某 (石) 	
1111	2			<ul style="list-style-type: none"> ▼ 1/23 藤原頭季正三位 • 1/27 (中) • 6/17 (中・朝) • 7/21 在京(中) • 11/3 在京(殿) • 11/4 赴任せず(永昌記) ▲ 12/26 大藏卿(殿・公・永昌記) 	(中・公・二) 非参議
1112	3			<ul style="list-style-type: none"> • 1/8 (殿) • 5/9 (殿・中) • 9/8 (中) 	

1113	7/13 永久 1	鳥羽				藤原顕季
1114	2					<ul style="list-style-type: none"> • 3/18 (中) • 4/21 (中) • 12/12 (中) • 3/20 赴任申(河上山古 文書)
1115	3					<ul style="list-style-type: none"> • 3/20 (殿)
1116	4			<ul style="list-style-type: none"> ▼ 1/30 源基綱 權中納言(公・二) 從二位 • 2/2 在京(朝) • 9/26 (殿) • 9/28 (殿) • 1/7 赴任(公) * 2/20 於大宰府(公) 		<ul style="list-style-type: none"> 廿五月
1117	5					
1118	4/3 元永 1			<ul style="list-style-type: none"> ▼ 2/30 源重資 權中納言(公・二) 正三位 • 2/20 (中) 		
1119	2			<ul style="list-style-type: none"> • 6/10 (長) • 8/2 赴任・從二位(中) 		
1120	4/10 保安 1			<ul style="list-style-type: none"> • 6/28 (東) 		
1121	2			<ul style="list-style-type: none"> • 3/8 (八幡宇佐神領大鏡) ▲ 5/1 某 上洛(公) 		<ul style="list-style-type: none"> ▼ 藤原俊忠 參議 從三位 (公・二)

1122	保安 3	鳥羽			藤原俊忠
				▼ % 藤原俊忠 權中納言 從三位 (公・一)	▼ % 權中納言
1123	4	崇徳		× % (公・尊)	(二・公) 非參議 從三位 ▼ % 藤原長実 • % (朝)
1124	天治 1				
1126	大治 1				
1127	2				• % 止修理大夫(公) • % 在京(中) • % (中)
1128	3				▲ % (公) ▼ % 藤原経忠 非參議 從三位 (公・三) 大治二・四
1129	4				• % (中) • % (中)
1131	天承				• % (觀)
1132	長承				• % (宮) • % (宮) • % (宮・百) • % 在京(中)

1133	長承 2	崇徳		<p>▼$\frac{1}{2}$藤原長実<small>權中納言 正三位 (公・二)</small></p> <p>●$\frac{1}{3}$(長)</p> <p>×$\frac{1}{9}$(中・長・公)</p>	
1134	3				<p>▼$\frac{1}{2}$藤原実光<small>參議 從三位 (中・公・二)</small></p> <p>●$\frac{1}{2}$</p>
1135	$\frac{1}{27}$ 保延 1				● $\frac{1}{4}$ (長)
1136	2				
1139	5			<p>▼$\frac{1}{4}$藤原実光<small>權中納言 從三位 (公・申)</small></p> <p>▲$\frac{1}{4}$(公)</p> <p>▼$\frac{1}{4}$藤原頭頼<small>權中納言 正三位 (公)</small></p> <p>●$\frac{7}{8}$止皇后宮大夫(公)</p> <p>●$\frac{1}{8}$從二位(公)</p>	
1140	6				<p>●$\frac{5}{5}$(百)</p> <p>●$\frac{5}{20}$(十三代要略)</p>
1141	$\frac{7}{10}$ 永治 1			● $\frac{5}{5}$ (東)	
1142	$\frac{4}{28}$ 康治 1	$\frac{1}{27}$ 近衛		▲ $\frac{1}{2}$ 民部卿・止納言(公)	<p>▼$\frac{1}{2}$平実親<small>參議 正四下 (公・二)</small></p> <p>●$\frac{1}{4}$從三位(公)</p> <p>●$\frac{1}{30}$(醍醐雜事記)</p>
1143	2				● $\frac{1}{2}$ (東)

1144	$\frac{2}{28}$ 天養 1	近衛			▲ $\frac{1}{24}$ (公) 平実親 ▼某 源憲俊正四下 (世・尊)
1145	$\frac{7}{22}$ 久安 1				
1149	5				(世・公) ▼ $\frac{3}{18}$ 藤原清隆 参議正三位 (醍醐雜事記) ▼ $\frac{7}{12}$ (世) ▼ $\frac{7}{22}$ (世) ▼ $\frac{7}{28}$ (世) ▼ $\frac{8}{2}$ 藤原清隆 權中納言(世・公)
1151	$\frac{1}{26}$ 仁平 1			● $\frac{10}{22}$ 從二位(公) ● $\frac{11}{11}$ (世) ● $\frac{11}{18}$ (世)	
1152	2			● $\frac{3}{8}$ 正二位(公)	
1153	3			● $\frac{12}{23}$ (公) ▼ $\frac{12}{23}$ 藤原忠基正三位 (公・兵・宇槐記抄)	
1154	$\frac{10}{28}$ 久寿 1			● $\frac{1}{8}$ (台記)	
1155	2	$\frac{7}{24}$ 後白河			
1156	$\frac{4}{27}$ 保元 1			× $\frac{7}{某}$	(公・兵・二) ▼ $\frac{1}{2}$ 藤原忠能 参議從三位 ● $\frac{1}{28}$ 皇太后宮大夫 (公)

1157	保元 2	後白河			藤原忠能 • 正三位(公)
1158	3				× 藤原季行正四下 (公・兵・二)
		11			× 平清盛正四下 (公・兵・山・二)
1159	平治 1	一条			• 山 • 平治物語
1160	永曆 1				• 正三位(公・源平盛衰記) • 山・源平盛衰記 • 参議(山・公) • 右衛門督(公) • 山・公 • 藤原成範正四下 (公・山・二)
1161	応保 1				
1162	2			(公・二) 権申納言 正二位 ▼ 藤原頭時 • 台明寺文書	▲ 47 (公)
1163	長寛 1				
1164	2			▲ 12 (公)	▼ 藤原永範正四下 (公)
1165	永万 1				
		25 六条			

1166	8/27 仁安 1	六条			<ul style="list-style-type: none"> ▲ 7/15 (公) 藤原永範 ▼ 7/15 平頼盛正四下(公) ● 8/27 從三位(公) ● 9/29 (百) ● 10/2 赴任(百・公) ● 10/21 皇太后権大夫(公)
1167	2				<ul style="list-style-type: none"> ● 1/28 正三位(兵・公) ● 4/7 上洛(公) ● 10/20 (東)
1168	3	2/19 高倉			<ul style="list-style-type: none"> ● 3/18 止権大夫(公) ● 7/3 右兵衛督(公) ● 10/18 参議・止修理大夫 (兵・公) ● 11/18 (兵) ▲ 11/28 解却(兵・公) ▼ 12/13 藤原信隆 非参議 從三位 (公・兵・山・二)
1169	4/8 嘉心 1				
1171	4/21 承安 1				<ul style="list-style-type: none"> ▲ 12/8 修理大夫(公) ▼ 12/16 藤原重家 非参議 從三位 (公・玉・兵・三)
1175	7/28 安元 1				<ul style="list-style-type: none"> ● 13/6
1176	2				<ul style="list-style-type: none"> ▲ 6/25 出家(玉・公) ▼ 12/15 藤原親房正四下 (公)
1177	8/4 治承 1				<ul style="list-style-type: none"> ● 1/4 從三位(公)
1178	2				<ul style="list-style-type: none"> ● 10/27 (山)

1179	治承 3	高倉			藤原親房
			(玉・山・二・公)	▲ ^{11/7} (公・玉・山)	
1180	4	安徳 ² / ₂₁	▼ ^{11/19} 藤原隆季 <small>權大納言正二位</small>	▲ ^{11/18} 藤原基房 <small>(玉・山・百・公)</small>	▲ ^{11/21} 出家備前配流 <small>(玉・山・公)</small>
			● ² / ₂₁ (公)		
			● ⁶ / ₂ (玉)		
			● ⁶ / ₁₆ (石)		
			● ⁹ / ₁₅ (石)		
(養和2年4月9日迄)					

(注1)

菅原道真 ³/_某 菅・江談抄・大・北野縁起
⁷/₁₀ 扶
⁷/₁₅ 菅
⁹/₁₀ 菅・大・北野縁起
⁹/₁₅ 菅
⁹/₂₂ 菅
¹¹/_某 菅
¹²/₁₄ 菅
¹²/₁₉ 菅
¹²/₂₉ 菅

(注2)

藤原伊周 ⁵/₁ 小・略・百
⁵/₂ 小
⁵/₄ 小・略・扶
⁵/₅ 小
⁵/₆ 小
⁵/₁₁ 扶
⁵/₁₂ 小
⁵/₁₅ 小
¹⁰/₈ 小・古事談
¹⁰/₉ 小
¹⁰/₁₀ 略・百
¹⁰/₁₁ 略・小
¹¹/₁₀ 小・略
¹¹/_某 公・扶

〔解説〕 大宰帥・大式

これは、整然と組織された対外および西海道の総管府、大宰府の長官帥と次官大式の、治承四年迄の補任表である。明らかにになったのべ人数は、帥一二三名（正帥八〇名・員外帥三名・権帥三九名）、大式一〇五名である。

(1) 帥

帥は、補任表で扱った約五〇〇年間に、員外帥・権帥の派生、親王の任官等がみられ、その性質を大きく変化させた。

① 正 帥

帥の中でも正員の帥を、員外帥・権帥と区別して正帥と称するが、正帥は二種に大別できる。一方は本来の実権を伴う正帥であり、他方は親王が任官した場合である。

本来の実権を伴う正帥は、大宝令成立前後で変化はあるが、奈良朝を通じて任命され、弘仁一二年の多治比今麿を最後とし、以後きわめて稀な例外に過ぎなくなった。大宝以前の大宰府組織は明らかでないが、帥任官の約半数は王である事が特徴で、又臣下でも、いずれも高官である。大宝令成立から親王任官開始迄の間、大宰府が外交・内政両面共に最も機能を発揮した時期であるが、中央政権担当者の変遷と密接な関係を持ちながら、正帥の任命は繰り返えされた。

親王の帥は、皇室財政再建策として、負担軽減の為俸祿を得る事を目的としており、当然の帰結として在京のまま府務には一切関係していない。大同元年の伊予親王が初出だが、この年は藤原緒嗣と菅野真通の相論のあった翌年であり、帥の他にも中世的律令体制で親王の官と定められた四省卿・彈正尹等への親王任官がみられる。その後、藤原縄主・葛原親王・多治比今麿と任命されたが、大宰府管内に公營田制が施行された弘仁一四年の葛原親王再任以後、正帥には親王が任命されるようになった。一一世紀初頭に成立した「北山抄」には「如帥太守等者 為親王所置之官也 仍以諸臣等任権帥」という考え方も見え、正帥には親王、臣下は権帥という通念が固定化しつつある事がわかる。そして長く続いた親王の帥も、刀伊入寇のあった寛仁三年を境として全く姿を消した。

② 員外帥

員外帥は天平宝字元年の藤原豊成、天応元年の藤原浜成、承和九年の藤原吉野の三名であるが、一般の員外官と性質が異っている。

一般的な員外官は、内外官を通じて長官が例外的存在であり、外官でも左遷の意味はなく、国司の場合、公麻稻配分は正官に准じ、天平神護二年には赴任禁止となっている。その後、天応元年、弊害の多くなった員外官は郡司・軍毅を除きすべて解却され、以後員外官の任命はほとんどなくなった。

員外帥は、長官の員外官ですべて左遷であって、大宰府に赴いてはいるが、当然実権はなく府務も分掌せず、任期も守られていない。時期的にも三名のうち二名が、員外官解却以後の任命であり、待遇も浜成の場合は、公庁稲を帥の三分の一とされた。

③ 権帥

権帥は、弘仁元年の阿保親王を初出としているが、正帥と同様に、二種に大別できる。一方は員外帥の性質をそのまま継受した権帥で専ら左遷の目的で任命された。他方は親王の帥任官に伴い、臣下が権帯に任命されたもので、名義上の権官では実質的には正帥と相違なく府の最高責任者である。

左遷の権帥は、阿保親王・菅原道真・源高明・藤原伊周・藤原基房の五名であるが、いずれも高官の左遷で、その性質は員外帥と全くかわりなく、しばしば員外帥という呼称が混用され、菅原道真の待遇を定めた時には、員外帥藤原吉野の例に依れとしている。このように大臣級の人々の左遷には大宰府が用いられ、「職原抄」には「為大臣之人左遷之時任権帥一、而不_レ可_レ知_二府務_一也」とある。

左遷の意味を持たない権帥は、承和四年の藤原常嗣が初めであるが、彼の場合は遣唐大使としての功績と切り離せず、実権を伴う名義上の権帥の初出は、貞観一五年の在原行平である。この権帥は、在京の帥にかわり赴任し、最高責任者として府務をとり、待遇も延暦二三年に定められた通り、正官と同等であった。

(2) 大式

大式は、大宝令成立過程にある文武四年の小野毛野任官を初出としているが、帥に員外官・権官が派生し、各々異なる意義を持つていたのに反し、約五〇〇年間表面的には変化がなかった。これは太政官の参議も同様で、その性質に共通点があるのかもしれない。大式には、中央政権の中堅となる実力者が多く任官し、帥にかわって府務を担当するなどしていたが、やがて次官としての意義がなくなり、権帥と大式は官の違いのみで実質的職権に相違がなくなり、権帥ある時は大式なく、大式ある時は権帥がないというように、一元化してしまった。

(3) 就任時の帯官位

次に補任表に記入した大宝以後の帥・大式就任時の帯官位をみていこう。

官について、ここでは参議以上の議政官を対象としたが、帥は臣下の正帥と名儀上の権帥が問題になる。他の帥、即ち親王は議政官に任官せず、左遷の員外帥・権帥は当然官職を帯びていないからである。平安朝初期迄、存続した実権を伴う正帥は、約八割が議政官就任の上での任命であつて、その議政官は左大臣から参議にわたっており、約半数は参議との兼官である。この正帥の性質を継受した権帥は、惟喬親王の例外を除いてはすべて議政官就任者又は経験者である。その上、議政官も承平五年の橘公頼迄はすべて参議であり、天祿元年の橘好古以後は納言以上となった。それも一例の大納言を除きすべて中納言であり、中でも権中納言が圧倒的に多い。いずれにしても権帥は議政官就任を前提条件としている。大式は、議政官との兼官が全期を通じて、きわめて少なく、奈良朝においては一割にも満たない。その上就任していた場合も、例外なく参議に過ぎない。

こうして、「玉葉」に「納言已上知行宰府之時、被任権帥、参議已下所被任大式也」とあるように、納言以上は権帥、参議以下は大式という慣習ができ、藤原俊忠・同実光・同清隆のように、参議で大式を兼官していたが、権中納言任官と同時に、形式的に権帥に昇格する例がみられるのである。

位階は、官位令に帥が三・四品又は従三位、大式は正五位上とあるが、大式は親王の帥任官開始直前の延暦二五年に、親王任官を考慮に入れてか、従四位下に改定されている。帥は、相当位である従三位が最も多く正三位が続き、三位が六割強を占めている。しかし権帥の頃になると、売位等によって位階の質も低下して三位より二位の方

が多くなっている。親王の場合は、再任・三任を除き、ほとんどが令の規定を守って三・四品である。大貳は、大同元年の改正にかかわりなく、初期から全期を通じて従四位・正四位が圧倒的に多く、又帥同様、時代が下る程、三位が増加している。

(4) 赴任

律令制下の地方官は、赴任し任地で実際の政務を執る事が原則であったが、必ずしも守られていない。大宰府において、特に帥は、初期より兼官が多く内官が優先され赴任は少なかった。仲麻呂政権下で高官の兼任は急増し、延暦年間にはいと、参議以上はすべて兼官となった。又、大同以後、在京を前提とした親王の帥任命等で、不赴任の傾向は助長された。

大宰府官人の赴任忌避は、初期からあっただろうが、直接史料に表面化するのは承和九年の藤原衛の大貳辞退である。以後、赴任を忌避する者が、次々と出て、承平五年には、使を奉じて発せざる大宰府官人、及び在京して早く帰府しない官人は釐務を停め俸料を奪う事が定められた。これは不赴任者への罪であるが、反対に赴任者への賞が赴任賞叙位となった。初出は承平六年、権帥橘公頼が赴任に際して従三位に叙せられた事である。このような赴任に対する賞罰は、地方政治が益々紊乱しつつある承平・天慶の頃に開始されたが、叙位等によって奨励しなくては赴任しなくなった結果であろう。以後権帥・大貳に赴任賞が与えられるが、赴任すれば無条件に一階昇叙するのではなく、既に権帥は正二位、大貳は正三位上を帯びている者はこの限りではない。しかし赴任賞叙位にもかかわらず、忌避の傾向はさらに発展し、元永二年、源重資の赴任を最後として赴任しなくなり、一二世紀中葉には、少式までもが在京となった。

権帥・大貳の赴任が一二世紀まで続いた事は、遙任の多い国司と違いはあるが、赴任しても、府最高責任者としてどれ程の意識を持っていたかは疑問であり、その関心は専ら蓄財に向けられているようである。赴任賞のあった一〇・一一世紀には、正暦五年の藤原佐理を初めとして、管内社寺・国司との衝突・対立・抗争の結果、帥・大貳の解任事件が引き起されている。いずれも律令国家体制の解体に伴う支配者間の分裂の表現だが、常に大宰府側の

敗に帰し、その都度、帥・大貳は解任された。
 大宰府上級官人の遙任化と、監・典等の在庁官人、即ち府官の勢力拡大が表裏をなして進行し、大宰府機構も大きく変質してしまった。大宝から続いた帥・大貳は、ここに至って実権がほとんどなくなり、その任命も形骸化してしまった。

第二十四集 目 次

- 平 瀬 徹 也 不干渉政策の成立—フラン
 ス外交文書集を中心に—
 菅 野 則 子 明治初年の農民経営—上州
 関村「物産取調小前帳」そ
 の他の分析—

第二十五集 目 録

- 平 野 邦 雄 ヤマトの国号
 小 沼 洋 子 漁村における村方騒動—豆
 州内浦長浜村の場合—
 竹 下 景 子 明治・大正期における女工
 意識の一考察—「忠」「孝」
 分析を基軸として—